○厚生労働省告示第三百三十三号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１のＡの２に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十九年十一月一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名称	申請者
とうもろこし	雄系統出現における高雌穂バイオマストウモロコシＭＯＮ87403系統	日本モンサント株式会社

○農林水産省告示第千六百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県伊賀市阿保字桐ノ木二二八三の一七、二二八三の四二、川上字奥深瀬七七の一

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千六百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県四万十市鵜ノ江字ヲカモト山一四八一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道北斗市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道檜山郡厚沢部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに関係市役所及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道士別市・上磯郡木古内町（以上一市一町国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに士別市役所及び木古内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道岩見沢市栗沢町万字二見町一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び岩見沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町阿須那二八九三の三二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県南九州市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県大島郡伊仙町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び伊仙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県曽於市末吉町深川字北山谷一一九二四の二・字上岡前一二〇八九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　三重県南牟婁郡御浜町大字下市木字萩内四六四〇の四一（国有林）

(二)　保安林として指定された目的　風害の防備

(三)　解除の理由　海岸保全施設用地とするため

○農林水産省告示第千六百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道士別市・上磯郡木古内町（以上一市一町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道檜山郡厚沢部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

三　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道北斗市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに関係市役所及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）